

京都市告示第210号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年6月20日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
南第四経11号線	南区東九条明田町28番地の1地先内	告示の日
梅津経71号線	右京区梅津中倉町18番地の6地先から 同町18番地の7地先まで	告示の日
山ノ内1号線	右京区西院金槌町8番地地先から 同町14番地の3の2地先まで	告示の日
深草緯55号線	伏見区深草坊町23番地の2地先から 同町18番地の1地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)